

〔事由 E：学生等本人が父母等による暴力等から避難〕

家計急変採用の申請時に提出が必要な書類一覧（兼チェックシート）

■全事由共通

必要書類	提出先	チェック欄
1. 奨学金確認書兼地方税同意書【原本】	申請者→JASSOの指定する提出先	
2. 給付奨学金（家計急変採用）確認事項提出書【原本】	申請者→学校→JASSO	

※ 1～2 は定期的な募集（春・秋、予約採用）により、すでに給付奨学生である場合は、提出不要です。代わりに所定様式「家計急変による支援区分変更願」を提出してください。所定様式は在学から受け取ってください。

■家計急変事由 E に対応する証明書類

必要書類	提出先	チェック欄
3. 公的機関による保護証明書（「証明書様式」による）	申請者→学校→JASSO	

※ 1 事由 E の申請対象となるのは、次のいずれかに該当する人です。

- ① 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助又は同法第31条の規定による措置延長を受けることとなった者
- ② 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第3項第2号の規定による一時保護を受けることとなった者又は同法第12条に規定する女性自立支援施設に入所することとなった者
- ③ その他、上記①又は②に準じる者として、公的機関による保護を受けることとなった者（避難先は公的施設以外の民間シェルター等も含む）

※ 2 所定の様式は、次のページに掲載しています。

ホーム>奨学金>申込みに関する手続き>被災・家計急変時の申込み手続き(家計急変採用、緊急・応急採用)>家計急変採用－給付奨学金（返還不要）> 家計急変採用－給付奨学金（返還不要）の申込み方法

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/moushikomi.html



■ 該当者のみ提出する書類

必要書類	提出先	チェック欄
4. 申請者本人が外国籍の場合の証明書類 次のいずれか。 (1) 在留カード【コピー】 (2) 特別永住者証明書【コピー】 (3) 住民票の写し【原本】等 「家族滞在」の場合は、上記に加えて(4)を提出 (4) 出入国記録の写し【原本】	申請者→学校→JASSO	
5. 申請者本人が社会的養護を必要とする者の場合の証明書類 次のいずれか。【いずれもコピー可】 (1) 施設等在籍証明書（施設長発行） (2) 児童（里親）委託証明書（児童相談所発行） (3) 措置解除決定通知書（児童相談所発行）等 ※JASSO所定様式「施設等在籍・退所証明書」【原本】でも可	申請者→学校→JASSO	

(2025.04)